

令和6年12月 河北町農業委員会総会（第12回）

令和6年12月25日（水曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1 番 岡崎 学 委員	2 番 布川 峯夫 委員	3 番 押野 利浩 委員
4 番 関 紀子 委員	5 番 奥山 ちか子 委員	6 番 木嶋 啓治 委員
7 番 堀 和彦 委員	8 番 安部 敏明 委員	9 番 高橋 清 委員
10 番 逸見 三和子 委員	11 番 奥山 喜幸 委員	12 番 後藤 慶治 委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

佐藤 晃一 農業委員会事務局長
嶋田 愛 農業委員会事務局農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和6年12月25日（水曜日）午後1時56分 開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名 5 番 奥山ちか子 委員 6 番 木嶋 啓治 委員

日程第2 議案の審議

報第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第41号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第42号 農用地利用集積計画（案）の決定について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 事務局（佐藤局長）

皆様大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、只今から令和6年12月河北町農業委員会総会を開会いたします。

始めに後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 議長（会長）あいさつ

○ 事務局（佐藤局長）

ありがとうございます。それでは日程第1の方から会長より座長になって進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。5番 奥山ちか子 委員 6番 木嶋 啓治 委員お願いいたします。

早速、日程第2、議案の審議にはいります。報第22号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、私のほうから説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元の資料の1ページをお開きください。報第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

はじめに、申請番号83番 所在地 字畑中●●、田ほか2筆、合計7,253㎡です。所有者 ●●さんが平成●●年●●月●●日に亡くなり、孫の●●さんが相続されました。取得後については、あっせんの希望がございましたが、引き続き株式会社●●さんに耕作をお願いするとのことです。

次に、申請番号84番 所在地 谷地字シノ子沢●●、畑ほか8筆、合計19,705㎡です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、田は引き続き、●●さんに耕作をお願いし、畑は自作するとのことです。

以上2件です。よろしく願いいたします。

○ 議長（会長）

何か皆さんからご質問ありませんか。

（なし）

なければ次に移ります。報第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局の説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

資料の2ページ、報第23号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。

申請番号148番、所在地 谷地字滝ノ沢●●、畑、1,194㎡、1筆です。渡し人の●●さ

んと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由については、労力不足のためとのことです。

次に、申請番号 149 番、所在地 大字溝延字黒木渕●●、田、ほか 1 筆、合計 2,307 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、中間管理事業での賃借権の設定に変更するためです。

次に、申請番号 150 番、所在地 字畑中●●、田、945 m²の内 783 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、自作のためとのことです。

次に、申請番号 151 番、所在地 字畑中●●、畑、99 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、自作のためとのことです。

次に、資料の 3 ページ、申請番号 152 番、所在地 西里字下槇●●、田、ほか 1 筆、合計 4,122 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、経営縮小のためとのことです。

次に、申請番号 153 番、所在地 西里字根際●●、田、619 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、経営縮小のためとのことです。

次に、申請番号 154 番、所在地 谷地字根際●●、田、2,991 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、経営縮小のためとのことです。

次に、申請番号 155 番、所在地 谷地字根際●●、田、ほか 1 筆、合計 5,913 m²です。渡し人の●●さん外 1 名と、受け人の●●さんとの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、経営縮小のためとのことです。

次に、資料の 4 ページ、申請番号 156・157 番、所在地 谷地字嶋●●、田、ほか 1 筆、合計 4,793 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、経営縮小のためとのことです。

次に、申請番号 158・159 番、所在地 谷地字根際●●、田、ほか 1 筆、合計 3,787 m²。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、経営縮小のためとのことです。

次に、資料の 5 ページ、申請番号 160・161 番、所在地 谷地字嶋●●、田、1,290 m²、

1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、経営縮小のためとのことです。

次に、申請番号 162・163 番、所在地 谷地字根際●●、田、2,681 m²、1 筆です。渡し人の●●さん外 1 名と、受け人の●●さんとの円滑化事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、経営縮小のためとのことです。

次に、申請番号 164・165 番、所在地 西里字根際●●、田、1,923 m²、1 筆です。渡し人、●●さんの法定相続人代表 ●●さんと、受け人の●●さんとの円滑化事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、経営縮小のためとのことです。

次に、申請番号 166・167 番、所在地 西里字塩ノ刈●●、田、3,006 m²のうち 1,233 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後議第 41 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてご審議いただきますが、ライスセンター建築のためとのことです。

以上 20 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

ご苦勞様。何か皆さんのほうからご質問ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように進めたいと思います。次に移ります。議第 40 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

はい、それでは、資料の 7 ページ、議第 40 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請番号 60 番、賃貸借の設定になります。所在地 大字溝延字千苺●●、田、2,898 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

次に、申請番号 61 番、売買による所有権移転です。所在地 大字溝延字黒木刈●●、畑、85 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、耕作不便のため隣接地の受け人へ譲渡するものです。

次に、申請番号 62 番、売買による所有権移転です。所在地 大字溝延字舟戸下●●、畑、ほか 1 筆、合計 204 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、農業廃止のためとのことです。

以上 3 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

現地調査報告をお願いします。

○ 押野委員

はい、60 番、受け人の●●さんですけれども一生懸命農業されていて問題はありません。61 番は受け人の隣接地ということで作業効率も良くなると思います。問題ありません。特に問題ありません。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でした。何か皆さんからご質問ご意見ございませんでしょうか。

（なし）

なければ 3 条申請についてはこのように許可したいと思います。

それでは次に進みます。議第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

はい、それでは資料の 8 ページをご覧ください。議第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請番号 11 番、賃貸借権の設定による転用です。所在地 西里字塩ノ渕●●、田、3,006 m²のうち 1,233 m²、1 筆です。渡し人は、●●さん、受け人は●●さんです。

申請事由につきましては、組合員の利便と農作業の効率化を図るためにライスセンターの建設を計画するものです。

資料の 20 ページが案内図で 21 ページが字切図です。22・23 ページは土地利用計画図となっております。24・25 ページが建物の平面図と立面図です。

申請地は第 1 種農地ですが、農業用施設ということで例外許可し得るものにあたります。

以上 1 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、現地調査報告をお願いいたします。

○ 奥山会長代理

午前中、現地調査行ってきました。申請事由にもありますが組合員の利便と効率化を図るということで問題ないと思います。作業員、従業員を確保していくということですので頑張ってもらいたいと思います。

○ 議長（会長）

はい、ご苦労様でした。何か皆さんから。

（なし）

なければこのように許可したいと思います。次に進みます。議第 3 号 農用地利用集積計画（案）の決定について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、資料の 9 ページをお開きください。議第 42 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、河北町長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定を求める依頼がありましたので、審議をお願いするものです。

資料 10 ページの総括表をご覧ください。賃借権の設定が 28 件となります。

それでは、資料の 11 ページ、申請番号 238 番から 12 ページの 241 番までは、地区の農用地利用改善組合長より利用集積計画を作成するよう申し出があったものになります。

資料の 13 ページから、申請番号の順番が飛んでおりますが、申請番号 242 番から資料 19 ページの申請番号 265 番につきましては、中間管理事業による賃借権の設定で、いずれも地区の調整会議で協議されたものですので、それぞれの説明は省略させていただきます。

以上 28 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

何か皆さんからご質問ご意見。無ければ、このまま進めたいと思います。

これで総会の方は終了いたします。

午後 2 時 4 5 分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員